

物件調書

土地	所在地	津市城山一丁目 364 番 4	
	地目 (公簿/現況)	地積 (公簿/実測)	
	宅地/宅地	956.53 m ² /956.53 m ²	
法令に基づく制限	建築基準法 都市計画法	地域区分	市街化区域
		用途地域	第一種住居地域
		指定建ぺい率	60%
		指定容積率	200%
		防火指定	—
	その他	—	
その他	埋蔵文化財包蔵地「高茶屋大垣内遺跡」		
土砂災害警戒区	—		
津波浸水想定	・三重県が平成 27 年 3 月 31 日に公表している「三重県津波浸水想定」によると、当該地は津波による浸水想定地対象外です。		
接面道路の状況	・西側幅員約 6.2 m の舗装市道に接面		
供給処理 施設の状況	電気	引込配線 有り	
	公営水道	接面道路配管 有り (西側道路に 150 mm 口径) 引込 (給水) 管 無し	
	公共下水道	整備済み	
	都市ガス	引込管 無し (西側道路の一部に都市ガス配管有り)	
敷地の概況	間口約 18.2 m、奥行約 5.2 m、形状は概ね長方形		
交通接 近件	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 紀勢本線「高茶屋」駅の北西方約 1,600 m ・ 津駅周辺には本地域から北方へ約 6.4 km の直線距離にあり、津市役所周辺は本地域から北方へ約 4.7 km の直線距離にある。 		

<p style="text-align: center;">土地に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本地は境界確定済です。 ・ 本地は高茶屋職員住宅の跡地です。 ・ 土壤汚染調査は未実施です。 ・ 地中埋設物の調査及び撤去は実施していませんが、下水道管及び排水管が埋設されているものと考えられます。 ・ 本地内にコンクリート構造物及び街灯 2 基が残存されています。 ・ 本地内には中部電力パワーグリッド株式会社所有の電柱 2 本、支線 2 条が設置されているため、購入後は、関係者と賃貸借契約等について協議をしてください。 ・ 本地内北側の排水施設の一部が、北側隣接地に越境しています。 ・ 北側隣接地に設置されている目隠しフェンスが本地内に越境していますが、物件引き渡し時までには所有者において撤去を実施していただきます。 ・ 本地内で土木工事等を行う場合には、文化財保護法第 93 条の規定により、三重県教育委員会教育長への届出（着手 60 日前まで）が義務付けられています。 ・ 現況有姿での引き渡しとなります。
<p style="text-align: center;">財産の経緯</p>	<p>【土地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 36 年 3 月 31 日 売買により取得 <p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年 10 月解体
<p style="text-align: center;">入札・契約に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により参加することもできます。 ・ 本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、<u>書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請書を提出するまでに三重県出納局会計支援課企画支援班に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」という。）を行い、登録確認を受けてください。</u> <u>（電話 059-224-2785/2787 F A X 059-224-2784）</u> なお、本件入札を書面により参加する場合は利用登録申請に使用電子証明届（IC カード使用届）は不要とします。 ・ 調達システム利用登録者が調達システムにより本件入札の三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。 ・ 調達システムに係る運用については「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。 ・ 落札決定後、30 日以内に契約を締結していただきます。 ・ 契約締結に際し、契約保証金（売買代金の 100 分の 10 以上）が必要です。（契約保証金は売買代金に充当します。） ・ 売買代金のうち、契約保証金を差し引いた代金については、県が発行する納入通知書により契約締結日から 25 日以内にお支払いいただきます。 ・ 売買代金の他に契約に係る経費（印紙代）、土地及び建物の所有権移転に係る経費（登録免許税）及び不動産取引に係る各種租税（不動産取得税等）が別途必要です。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。